

2021年（令和3年）1月12日

保護者様

藤沢市教育委員会

藤沢市立学校における緊急事態宣言期間中の対応について

1月7日に発出された緊急事態宣言および文部科学省等からの通知に基づき、藤沢市教育委員会としては、学びを保障するため、感染症予防対策を実施しつつ、部分的には対策を強めて、学校運営を継続することといたしました。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、ご家庭でも感染予防対策にご協力くださるようお願いいたします。

1. 児童生徒の同居家族における健康観察について

感染が疑われる児童生徒の登校を未然に防ぐ必要があるため、当面の間は、児童生徒の同居家族についても、児童生徒と同様の健康管理を行っていただきますようお願いいたします。

- ・児童生徒の同居家族について、毎日、発熱や呼吸器症状などの健康状態を確認してください。
- ・児童生徒と同様に、発熱や呼吸器症状などがある場合は、できる限りすみやかにかかりつけ医等に受診についての相談をされますようお願いいたします。受診の際に、新型コロナウイルス感染症の検査を実施することがわかつた場合は、児童生徒を出席停止といたしますので、学校に連絡をお願いします。
- ・12月23日に配布した児童生徒の出席停止基準は変更いたしませんので、必要に応じてご確認ください。

2. 児童生徒の登校前の自宅における健康観察について

これまでと同様に検温及び健康状態の確認を十分に行なったうえで、児童生徒を登校させるようお願いいたします。

3. 感染予防対策として徹底する取り組み

学校では、以下の点について徹底して学校運営に取り組んでまいります。

- ・今回の緊急事態宣言では、特に会食場面での感染に注意することとされているため、児童生徒も、教職員も昼食をとるときには、前方一方向のみを向き、会話をせず、食事後に会話をするときは必ずマスクを着用すること。
- ・常時換気を行っているため、室温低下による健康被害を防止するために服装について柔軟に対応いたします。

4. 学習活動について

(1) 緊急事態宣言期間中の学校における学習活動につきましては、以下の留意事項に則り行います。

[全教科に共通した授業実施上の留意事項]

- ・常時換気を基本とし、原則、マスクを着用し、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保します。
- ・発表や意見交換を伴う活動については、児童生徒同士の接触や近距離での対話は行わず、ワークシートへの記入やICT機器の活用など工夫して行います。

- (2) 調理実習や近距離で対面形式となる活動、身体接触を伴う運動は、緊急事態宣言期間中は行いません。
- (3) ペア学習やグループワーク、実験、観察等を行う場合については、十分な距離を取って行います。
- (4) 合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏は近距離では行わず、2mの距離を取り、十分感染症対策に配慮して行います。
- (5) 運動時においては、呼吸への支障や熱中症になるリスクがない場合には、原則、マスクを着用して行います。

5. 学校行事について

緊急事態宣言期間中においては、原則、宿泊行事、遠足、全校集会、授業参観、新入生保護者説明会等は行いません。ただし、行事の性質上延期もしくは中止が難しいものについては、十分な感染症防止対策を施した上で行う場合があります。

(例. 時間短縮や2部制、座席の配置の工夫、オンラインを活用しての開催等)

6. 部活動について（中学校のみ）

- (1) 基本的な感染症対策を行う他に以下の点に留意します。
 - ・学校全体で活動場所が3密にならないよう、活動日や時間、場所の工夫等の検討を行い、校内の活動体制を見直します。
 - ・各部ごとに、今後の予定及び感染防止対策等について確認をして、活動を進めていきます。
 - ・身体接触を避け、回数、時間、人数を絞った練習の実施となるよう練習内容を改めて確認します。
 - ・運動部におけるマスクの着用については、呼吸への支障や熱中症になるリスクがない場合には、原則、マスクを着用して行います。
 - ・合唱や楽器演奏等を行う際は、マスク着用、生徒等との間隔、練習時間の制限、換気等、十分な感染症対策を行った上、活動します。
 - ・会話は必要最低限とし、特に大きな発声は行わないこととします。
- (2) 緊急事態宣言期間中では以下の活動は行いません。
 - ・校外での活動（練習、大会、コンクール、練習試合、合同練習や合宿等）
 - ・校内で行う観客を招いての演奏会や発表会等
 - ・卒業生等を含む部外者が参加しての活動等
 - ・密集する活動
 - ・身体接触が伴う活動
 - ・近距離での発声や演奏する活動
 - ・マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動
 - ・調理および飲食を伴う活動

7. 自分や他者への配慮について

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、治療に当たる医療従事者等に対する偏見や差別、またSNSの投稿などを含めたいじめにつながる行為がないよう発達段階に応じた指導を行ってまいりますので、ご家庭でもご協力をお願ひいたします。
- ・登下校時や、帰宅後の外出時（不要不急の外出は控えること）等における感染防止のためのマナー等について、ご家庭での指導を引き続きよろしくお願ひいたします。